

年休取得に対する診断書提出強要は労基法違反 労働基準監督署に申告

6月30日、東京車両所分会の松井さんと新幹線地本・本部は労働基準監督署に出向き、松井さんが病気治療のために年休を取得したことに対して会社が診断書提出を強要したことは、労働基準法違反であると訴えました。

労基署は、「年休であれば診断書を出す必要はない。理由もいらない。理由を書く必要もない」とはっきり示し、会社が就業規則を根拠に診断書の提出を強要したことに対して、「何を言おうが労働基準法が上であり、それに違反するものは無効である」と明言しました。また、「JR東海のような大きい会社がなんでそんな判断をするのか」と呆れた顔で感想を漏らしていました。

私たちは、会社の労働基準法違反に対する調査と指導を強く求めました。

労働基準法第136条 使用者は～有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。